

## <地域医療支援病院制度の概要>

# 地域医療支援病院制度について

## 趣 旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している。

## 役 割

- 紹介患者に対する医療の提供(かかりつけ医等への患者の逆紹介も含む)
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

## 承認要件

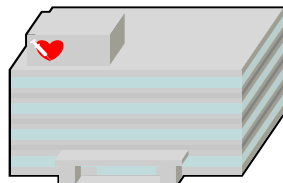
- 開設主体:原則として国、都道府県、市町村、社会医療法人、医療法人等
- 紹介患者中心の医療を提供していること
  - ① 紹介率80%を上回っていること(紹介率が60%以上であって、承認後2年間で当該紹介率が80%を達成することが見込まれる場合を含む。)
  - ② 紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること
  - ③ 紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること
- 救急医療を提供する能力を有すること
- 建物、設備、機器等を地域の医師等が利用できる体制を確保していること
- 地域医療従事者に対する教育を行っていること
- 原則として200床以上の病床、及び地域医療支援病院としてふさわしい施設を有すること 等

※承認を受けている病院(平成23年3月末現在) ... 340病院

# 地域医療支援病院の役割

## 地域医療支援病院

- 原則として、いわゆる紹介外来制を実施。
- 24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を実施。このため、集中治療室等の整備、救急用自動車等の配備、通常の当直体制のほかに医師等を確保。
- 地域の医師会等医療関係団体の代表、都道府県・市町村の代表、学識経験者等で構成する委員会を開催し、病院運営等について審議。



## 地域医療の確保を支援

・協議会への参画

地域医療対策協議会を設置し、医師確保対策等を定め、公表

## 都道府県・保健所



- 地域医療体制の確保
- 医療機関の選択に資する情報の提供を支援
- 地域保健に関する思想の普及・向上

## 機能分化・連携

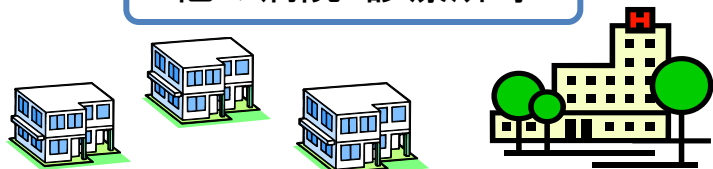
- ・患者の意思を確認した上で逆紹介を推進
- ・地域の医療従事者の資質向上のための研修を実施
- ・在宅医療の支援(提供者間の連携の支援、在宅医療に関する情報の提供など)

- ・患者の紹介
- ・医療機器、病床等の共同利用

・居宅等での療養の支援(在宅医療に関する情報の提供など)

- ・かかりつけ医等からの紹介受診
- ・救急受診

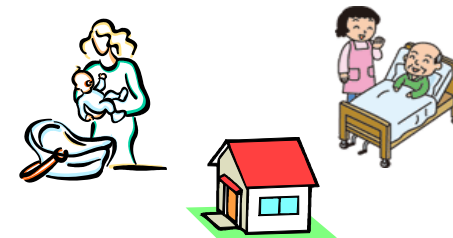
## 他の病院・診療所等



○患者に、より身近な地域での医療の提供

・一般的な入院診療、外来診療、往診、訪問診療等

## 患者・地域住民



○国民自らの健康の保持増進のための努力

## 地域医療支援病院に係る基準について

法：医療法（昭和 23 年法律第 205 号）

規則：医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）

告示：厚生労働大臣の定める地域医療支援病院の開設者（平成 10 年厚生省告示 105 号）

通知：医療法の一部を改正する法律の施行について

（平成 10 年 5 月 19 日健政発 639 号厚生省健康政策局長通知）

項 目	基 準
(1)開設者	<p>○国、都道府県、市町村、社会医療法人、法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者（都道府県、市町村及び次に掲げる者を除く。）、医療法人、一般社団・財団法人(特例民法法人を含む。)、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構（法・告示）</p> <p>○次の①及び②のいずれにも該当し、かつ、地域における医療の確保のために必要な支援について相当の実績を有する病院の開設者（告示）</p> <p>①エイズ治療の拠点病院又は地域がん診療拠点病院であること。</p> <p>②保険医療機関の指定を受けていること。</p>
(2)紹介率	<p>○他の病院又は診療所から紹介された患者に対し医療を提供し、(中略)体制が整備されていること。（法）</p> <p>○他の病院又は診療所から紹介された患者に対し、医療を提供すること。（規則）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・その管理する病院における医療の提供は、原則として紹介患者に対するものであること。</li><li>・必要な医療を提供した紹介患者に対し、その病床に応じて、当該紹介を行った医療機関その他の適切な医療機関を紹介すること。</li></ul>
(3)共同利用	<p>○当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させるための体制</p>

が整備されていること。(法)

ア当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。

イ共同利用を行おうとする当該二次医療圏に所在する医療機関の登録制度(以下「利用医師等登録制度」という。)を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。

ウ利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。

エ共同利用のための専用の病床として、共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。(通知)

○当該病院の建物の全部若しくは一部、設備、器械又は器具を、当該病院に勤務しない医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の診療、研究又は研修のために利用させること。

(法)

○共同利用の円滑な実施のための体制を確保すること。(規則)

ア当該病院の施設・設備が当該病院の存する地域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための開放利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。

イ利用医師等登録制度を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の5割以上であること。

ウ利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。(通知)

○共同利用に係る医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者と協議の上、共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲をあらかじめ定めること。(規則)

○共同利用の対象となる当該病院の建物、設備、器械又は器具の範囲その他の共同利用に関する情報を、当該地域の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者に対し提供すること。(

	<p>規則)  ○共同利用のための専用の病床を常に確保すること。(規則)</p>
<p>(4)救急医療</p>	<p>○救急医療を提供する能力を有すること。(法)  ア24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されているとともに、重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。  なお、特定の診療科において24時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる体制が確保されていれば差し支えないものであること。  イ入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設(診察室、処置室、検査室等)を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。  ウ救急自動車による傷病者の搬入に適した構造設備を有していること。(通知)</p> <p>○救急医療を提供すること。(法)</p> <p>○重症の救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。(規則)  ア24時間体制で入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療ができるよう、通常の当直体制の外に重症救急患者の受入れに対応できる医師等医療従事者が確保されているとともに、重症救急患者のために優先的に使用できる病床又は専用病床が確保されていること。  なお、特定の診療科において24時間体制で重症救急患者の受入れに対応できる体制が確保されていれば差し支えないものであること。  イ入院治療を必要とする重症救急患者に必要な検査、治療を行うために必要な診療施設(診察室、処置室、検査室等)を有し、24時間使用可能な体制が確保されていること。(通知)</p> <p>○他の病院、診療所等からの救急患者を円滑に受け入れる体制を確保すること。(規則)</p>

(5)研修	<p>○地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力を有すること。(法)</p> <p>○地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせること。(法)</p> <p>○地域の医療従事者の資質の向上を図るために、これらの者に対する生涯教育その他の研修を適切に行わせること。(規則)</p>
(6)病床数	<p>○厚生労働省令で定める数以上の患者を入院させるための施設を有すること。(法)</p> <p>○法第4条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める数は200とする。ただし、都道府県知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めるときは、この限りではない。(規則)</p>
(7)構造設備	
①集中治療室	○病院の実状に応じて適当な構造設備を有すること。(規則)
②化学、細菌及び病理の検査施設	○病院の実状に応じて適当な構造設備を有すること。(規則)
③病理解剖室	○病院の実状に応じて適当な構造設備を有すること。(規則)
④研究室	
⑤講義室	
⑥図書室	

⑦救急用又は患者輸送用自動車	
⑧医薬品情報管理室	○医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行うための室のことをいう。(規則)
(8)諸記録	
①保存・管理	<p>○診療に関する諸記録及び病院の管理及び運営に関する諸記録を体系的に管理すること。(法)</p> <p>○診療に関する諸記録は、過去2年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。(規則)</p> <p>○病院の管理及び運営に関する諸記録は、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿とする。(規則)</p> <p>○診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記録を適切に分類して管理すること。(規則)</p>
②閲覧	<p>○当該病院に患者を紹介しようとする医師及び歯科医師並びに地方公共団体から診療に関する諸記録及び病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧を求められたときは、正当の理由がある場合を除き、当該諸記録のうち患者の秘密を害するおそれのないものとして厚生労働省令で定めるものを閲覧させること。(法)</p> <p>○法第16条の2第5号に規定する厚生労働省令で定めるものは、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績の数を明らかにする帳簿とする。(規則)</p> <p>○診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求めに応じる場所を定め、当該場所を見やすいように掲示すること。(規則)</p>



(9)委員会	<p>○当該病院に勤務しない学識経験者等をもって主として構成される委員会を当該病院内に設置すること。(規則)</p> <p>○同委員会は、地域における医療の確保のために必要な支援に係る業務に関し、当該業務が適切に行われるために必要な事項を審議し、必要に応じて当該病院の管理者に意見を述べるものとする。(規則)</p>
(10)患者相談	<p>○当該病院内に患者からの相談に適切に応じる体制を確保すること。(規則)</p>
(11)居宅等	<p>○居宅等における医療を提供する医療提供施設、介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護を行う同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者その他の居宅等における医療を提供する者(以下「居宅等医療提供施設等」という。)における連携の緊密化のための支援、医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する居宅等医療提供施設等に関する情報の提供その他の居宅等医療提供施設等による居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援を行わなければならない。(法)</p>

# 地域医療支援病院制度創設時の医療審議会の答申

- 医療審議会の答申(平成8年4月25日)によれば、地域医療支援病院が果たすべき機能としては、以下のものが想定されていたところ、平成18年の改正で承認要件が追加されたことにより、すべて地域医療支援病院の承認要件となった。(★:平成18年の改正で地域医療支援病院の要件に追加されたもの)

☆紹介患者の積極的な受け入れ  
☆救急医療の実施  
★在宅医療の支援

☆施設・設備の開放等  
☆地域の医療関係者に対する研修  
★医療機関に対する情報提供 等

〈参考〉「今後の医療体制の在り方について(意見具申)」(平成8年4月25日 医療審議会)(関係部分抜粋)

## II. 医療施設機能の体系化

### 1. 患者のニーズに応じた医療機関の在り方

#### (6) 地域医療の充実・支援を行う医療機関の在り方

○地域の診療所や中小病院は、地域における医療の中心的な提供主体としてプライマリケアを担っているところであるが、地域で必要な医療を確保し、地域の医療機関の連携等を図る観点から、かかりつけ医等を支援する医療機関の位置付けを検討することが必要である。このような医療機関としては、一定規模の病床を有し、救急医療の実施や在宅医療の支援、施設・設備の開放等を行うとともに、地域の医師等医療従事者に対する研修、医療機関に対する情報提供等の機能を持つことが適当である。また、がん等の単一の機能を有する病院であっても、地域の医療機関と連携して、必要な医療の確保に寄与する場合には、地域の医療を支援する医療機関として位置付けていくことが適当であろう。なお、これらの医療機関は、紹介患者を積極的に受け入れていくことが期待される。

# 地域医療支援病院制度の改正経緯①

## ○ 平成16年に行った承認要件の見直し

### (1) 開設主体の追加

平成16年5月18日付厚生労働省告示第226号において、開設主体として新たに以下の主体を追加した。

- ①社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人
- ②独立行政法人労働者健康福祉機構
- ③次の2要件を満たす病院であって、かつ、地域における医療の確保のために必要な支援の実施に相当の実績を有している病院を開設する者
  - ・エイズ治療拠点病院又は地域がん診療拠点病院であること
  - ・保険医療機関であること

### (2) 紹介率の見直し

従来の要件に加え、新たに逆紹介率の概念も含めた

- ①紹介率が60%を超え、かつ、逆紹介率が30%を超えること
  - ②紹介率が40%を超え、かつ、逆紹介率が60%を超えること
- の2要件を追加した。

### (3) その他

- ・ 紹介率の算定式中にある「紹介患者の数」及び「救急患者の数」について、全て初診患者のみを対象とすることを明確化した。
- ・ 紹介率又は逆紹介率の算定に当たって、紹介元又は逆紹介先が特定の医療機関に偏っている場合の対応について規定した。等

# 地域医療支援病院制度の改正経緯②

## ○ 平成18年医療制度改革における地域医療支援病院に係る改正内容

### 1 医療法改正関係

#### <地域医療支援病院の管理者の義務の見直し>

- 制度創設時に地域医療支援病院の機能の一つとして想定していた「在宅医療の支援」という機能を具体化し、地域において在宅医療を推進していく観点から、地域医療支援病院の管理者の義務として、新たに「医療提供施設、訪問看護事業者等の在宅医療の提供者間の連携の緊密化のための支援、患者又は地域の医療提供施設に対する在宅医療の提供者に関する情報提供等、在宅医療の提供の推進に関し必要な支援を行う」ことを位置付けた。〔平成19年4月1日より施行〕

#### <都道府県知事による業務報告の公表の制度化>

- 地域医療支援病院の承認要件が適切に遵守されているか否かについて住民からのチェック機能が適切に働くような仕組みとする観点から、地域医療支援病院から毎年10月に提出される業務報告について、都道府県知事が公表を行う仕組みを設けた。〔平成19年4月1日より施行〕

### 2 平成18年度診療報酬改定関係

- 紹介率を要件とする入院基本料等加算の廃止に伴い、「地域医療支援病院入院診療加算2」の廃止を行った。
- 紹介患者に対する医療提供、24時間救急医療の提供等、地域医療支援病院の機能を評価する「地域医療支援病院入院診療加算1」の引き上げ(490点→1000点)を行った。

# 医療施設体系のあり方に関する検討会における指摘事項

～「これまでの議論を踏まえた整理」(平成19年7月)から～

## 地域医療支援病院関係

(求められる機能、地域の医療連携体制の構築を図る上で果たすべき役割)

- 紹介患者に対する医療の提供、救急医療の提供等の役割については、急性期医療を担う病院であれば一般的な機能であることも念頭に置きながら、地域医療支援病院にふさわしい新しい姿・要件を考える必要。
- 地域医療支援病院の姿・要件を考えるにあたっては、各都道府県が主要な疾患・事業に係る医療連携体制を記載した医療計画を策定する状況の中で地域医療支援病院が果たすべき機能・役割の多様性、地域の特性・実情を踏まえたあり方について、目的の明確化が必要という視点も踏まえつつ、検討が必要。  
地域での医療連携を推進する観点から、特に救急医療の提供等に一層取り組むとともに、以下のような役割を果たすべきとの指摘があり、検討が必要。
  - ①地域連携をする医療の拠点、連携に関する情報提供のセンター機能
  - ②訪問診療、訪問看護、訪問歯科診療、訪問薬剤管理等在宅医療のバックアップ機能
- 未整備の二次医療圏が多数ある一方で、複数存在する二次医療圏もある。概ね二次医療圏に1つという発想を改め、地域の実情に応じて整備を図るよう考え直すべきとの指摘があり、対応が必要。

(承認要件のあり方)

- 地域における医療連携体制の構築を図るため、例えば、以下の項目について、承認要件への位置付けや取組の一層の強化を求めているかどうかとの指摘があり、検討が必要。
  - ①地域の医師確保対策への協力
  - ②在宅療養支援診療所との連携
  - ③地域連携パスへの取り組み
  - ④医療連携、特に退院調整機能、退院時支援機能の構築
  - ⑤精神科救急・合併症対応等地域の精神科医療等の支援
- 紹介率のあり方については、見直しが必要との指摘があり、更に具体的な検討が必要。

(評価)

- 地域医療支援病院が求められる機能・役割を十分果たしているかどうかにつき、その評価のための指標を含め、検討が必要。

(施設類型の必要性)

- 地域の特性・実情に応じて果たしている個別の機能・役割を評価していく方向で考えるべきであり、地域医療支援病院という施設類型は必要ないのではないかと意見あり。

<地域医療支援病院に求められる機能について>

# 「これまでの議論を踏まえた整理」(医療施設体系のあり方に関する検討会。平成19年7月)より抜粋

(地域医療支援病院に求められる機能、各地域の医療連携体制の構築を図る上で果たすべき役割)

- 地域医療支援病院は二次医療圏単位で地域医療の充実を図る目的で制度化されたが、未整備の二次医療圏が多数ある一方で、複数の地域医療支援病院が存在する二次医療圏もある。概ね二次医療圏に1つという発想を改め、地域の実情に応じて整備を図るよう考え直すべきとの指摘があり、対応していく必要がある。

(地域医療支援病院の承認要件のあり方)

- 地域における医療連携体制の構築を図るため、例えば、以下の項目を地域医療支援病院の承認要件の中に位置づけたり、あるいは取り組みの一層の強化を求めてはどうかとの指摘があり、検討が必要である。  
なお、検討にあたっては、地域医療支援病院が地域で果たすべき機能・役割の多様性等を踏まえて行う必要がある、また、急性期の病院に一般的に求められる事項との関係について留意する必要がある。
  - (1) 地域の医師確保対策への協力
  - (2) 地域の在宅療養支援診療所、中小病院等との連携
  - (3) 地域連携パスへの取り組み
  - (4) 医療連携、特に退院調整機能、退院時支援機能の構築
  - (5) 精神科救急・合併症対応等地域の精神科医療等の支援なお、地域医療支援病院においても平均在院日数の短縮に取り組むべきとの指摘があったが、一方で、承認要件としては適切でないとの意見があった。
- 紹介率のあり方については、いわゆる門前クリニックの問題への対応を含め、見直しが必要との指摘があり、更に具体的な検討が必要である。

(地域医療支援病院の評価)

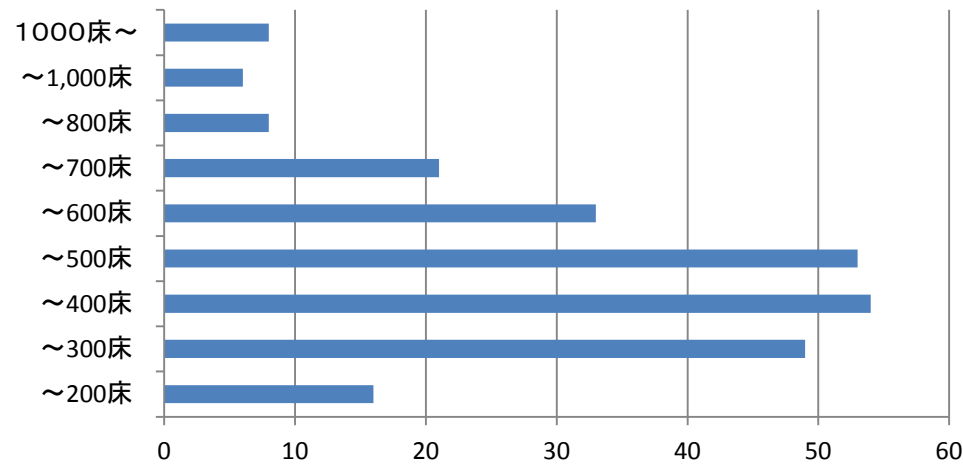
- 承認を受けた地域医療支援病院が、その求められる機能・役割を十分果たしているかどうかについて評価を行うことが必要であり、評価のための指標を含め、検討が必要である。

(地域医療支援病院としての施設類型の必要性)

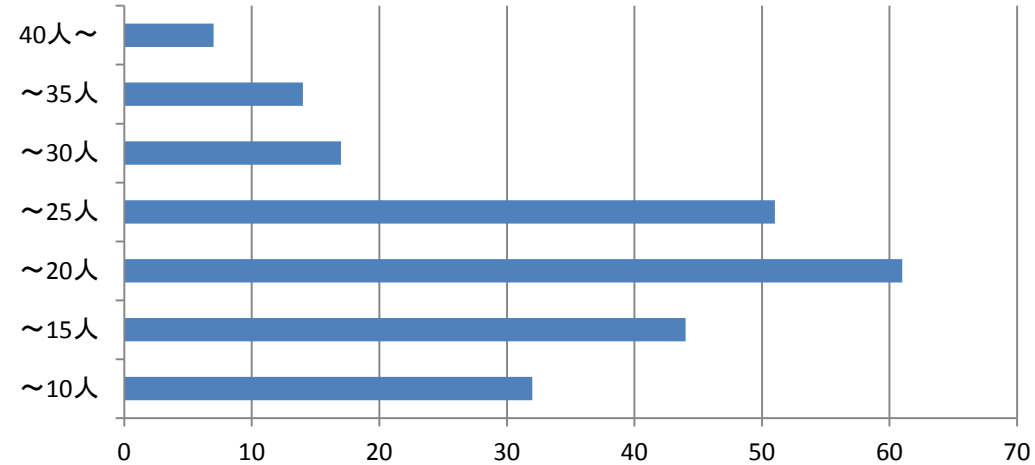
- なお、地域医療支援病院については、地域の特性・実情に応じて果たしている個別の機能・役割を評価していく方向で考えるべきであり、地域医療支援病院という施設類型としての位置づけは必要ないのではないかとの意見があった。

# 地域医療支援病院の現状①

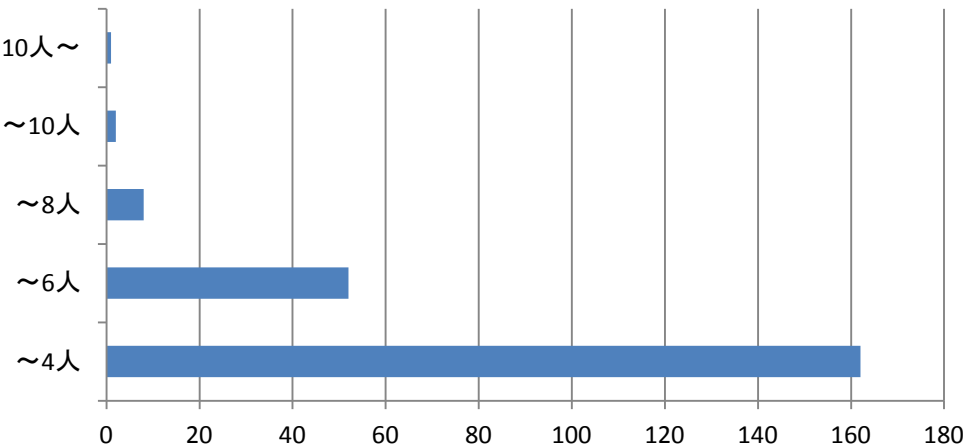
## 病床規模



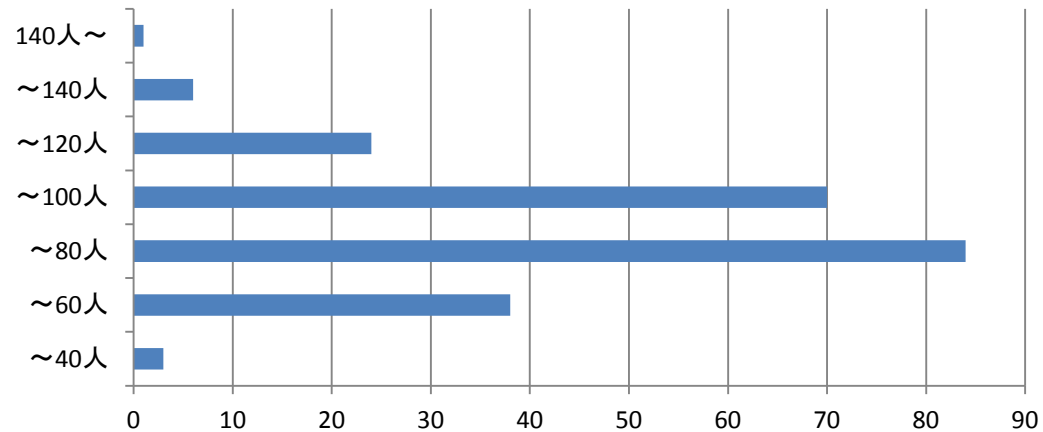
## 100床当たり医師数



## 100床当たり薬剤師数



## 100床当たり看護職員数



注) 病床規模、従事者については平成22年3月時点

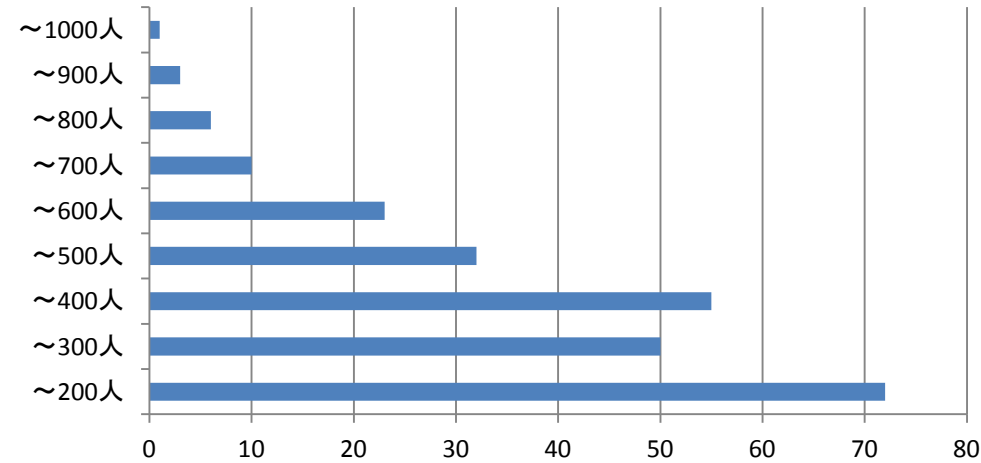
注) 地域医療支援病院の病床数の平均は、総数は451.3床、一般病床は429.8床。

各都道府県に対する報告を基に作成

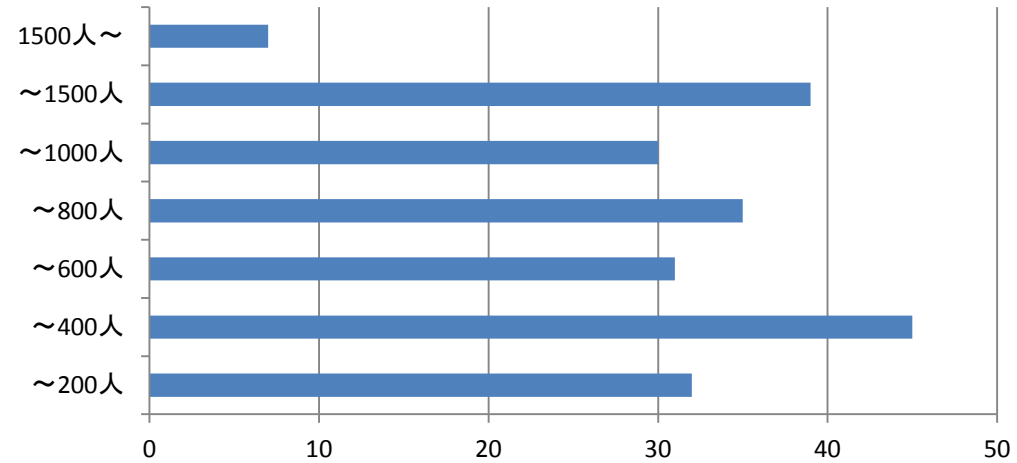


# 地域医療支援病院の現状②

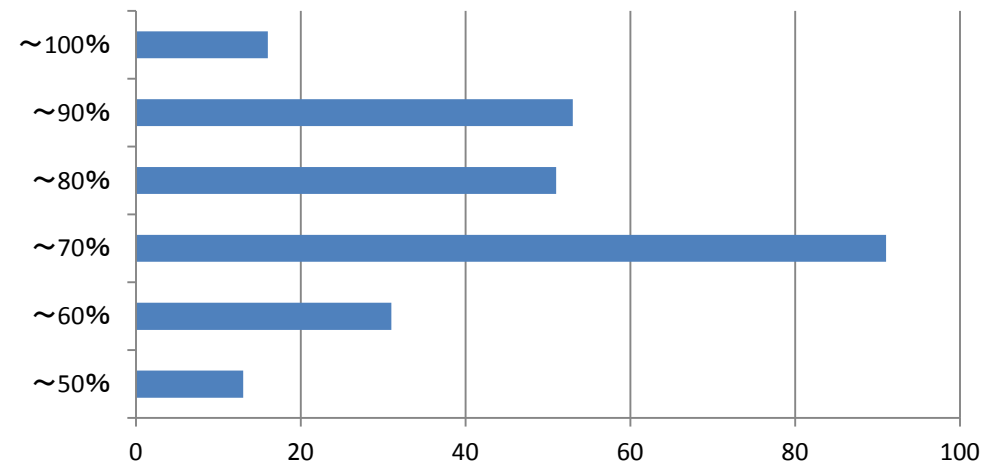
## 1日平均入院患者数



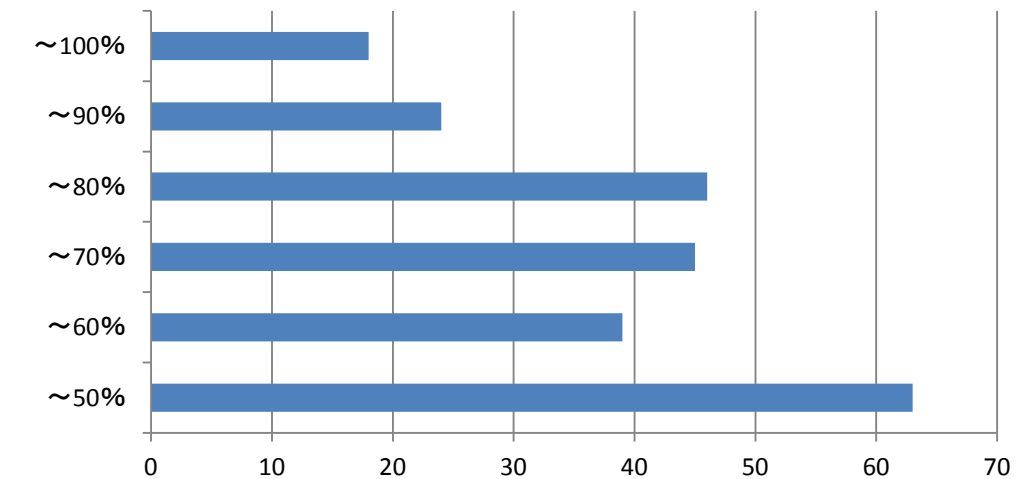
## 1日平均外来患者数



## 紹介率



## 逆紹介率

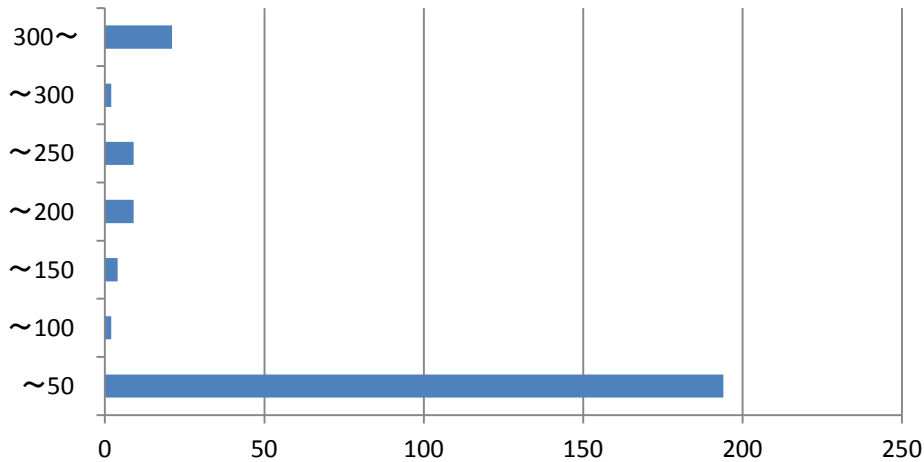


注) 患者数、紹介率・逆紹介率については平成21年度の実績

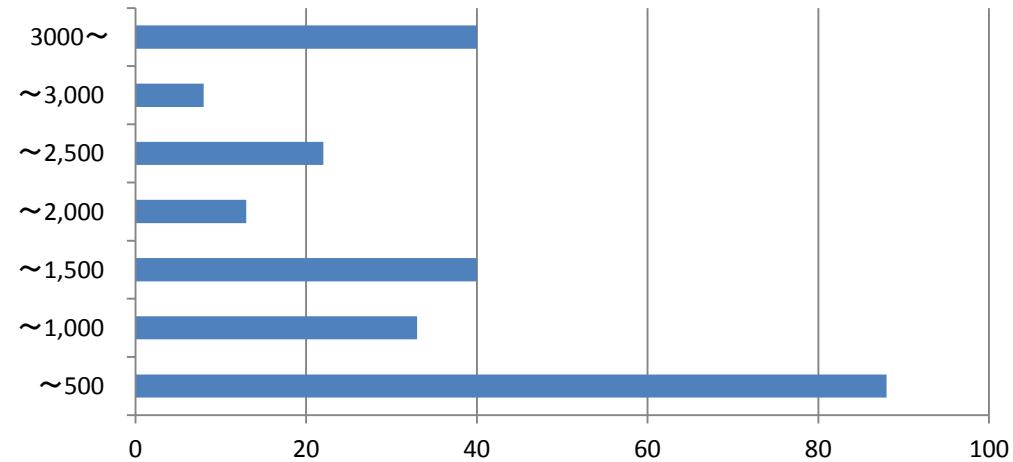
注) 地域医療支援病院の病床数の平均は、総数は451.3床、一般病床は429.8床。

# 地域医療支援病院の現状③

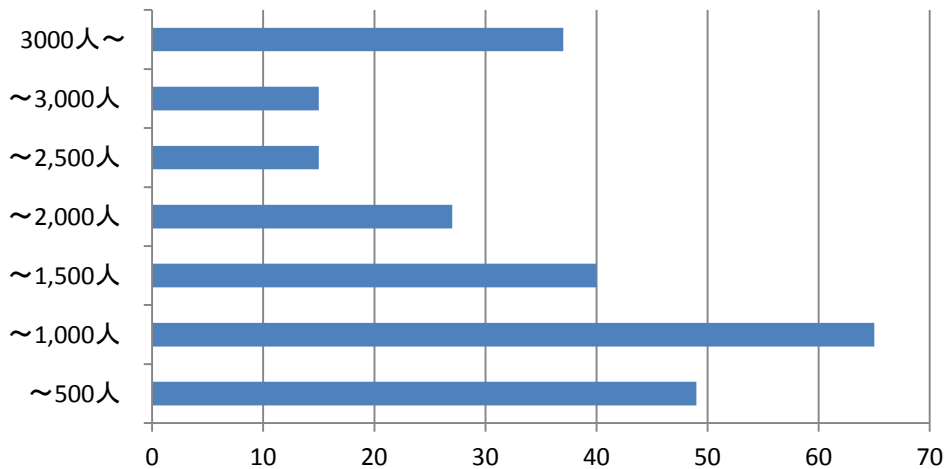
## 共同利用(登録医療機関数)



## 共同利用(実施医療機関延べ数)



## 地域の医療従事者の研修(研修者数)



注) 共同利用、地域の医療従事者の研修の実績については、平成21年度の実績

# 都道府県別にみた全病床に占める地域医療支援病院の割合

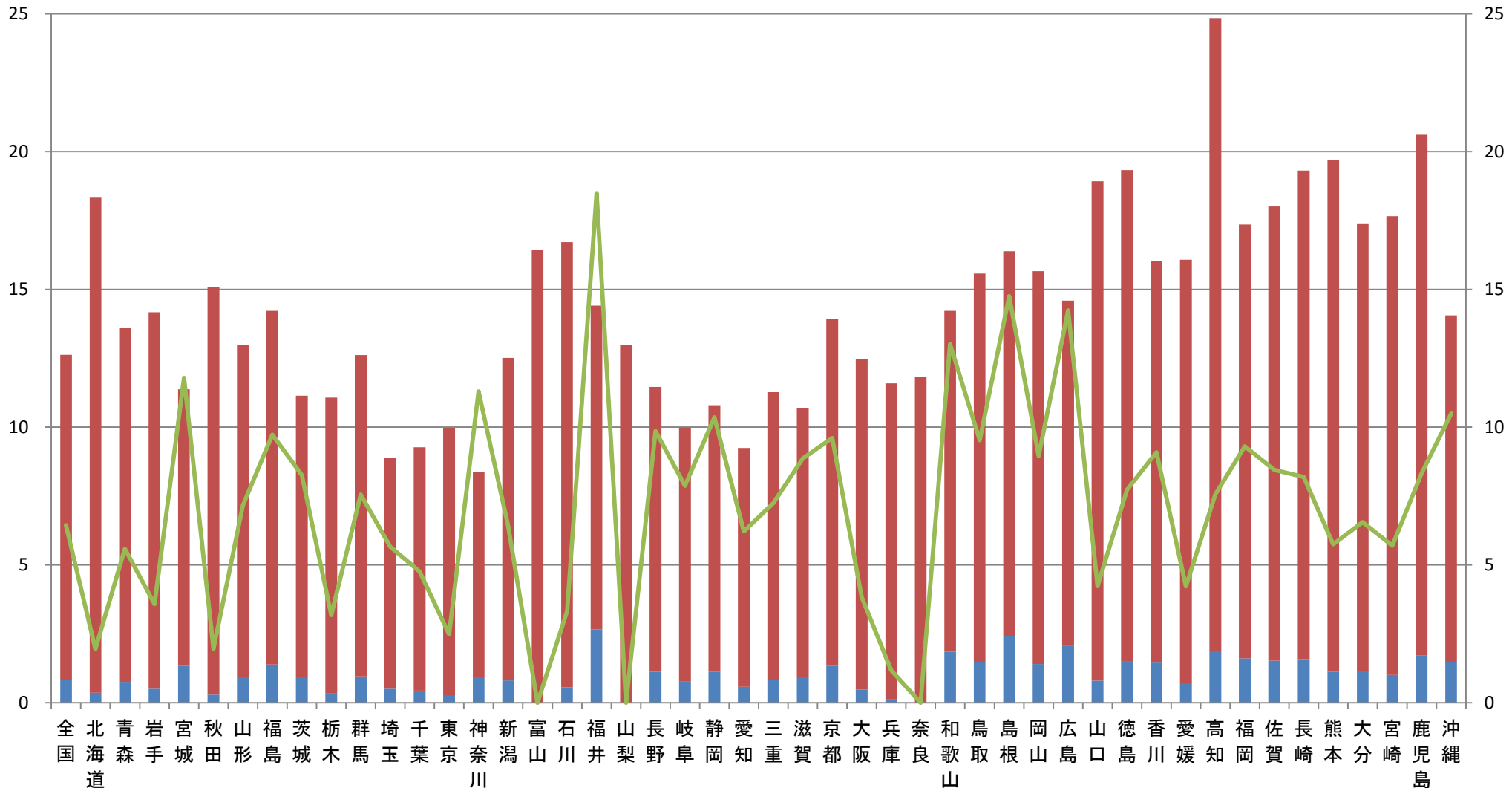
■ 人口千人当たり病床数(地域医療支援病院)

■ 人口千人当たり病床数(地域医療支援病院を除く。)

— 地域医療支援病院が全病床に占める割合

(床)

(%)



※平成20年10月1日時点。この時点で、地域医療支援病院は228病院。

平成20年医療施設調査に基づき作成